

議長（福田会長）

会議資料3ページの議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」専門部会の説明を求めます。

事務局（河原行政経営部長）

専門部会長の河原でございます。合併協定項目の議案を説明いたします前に、別紙綴りの冊子「参考資料」の1ページをご覧ください。合併協定項目の審議状況を一覧表にまとめたものでございます。本日の協議会におきましては、14番の一部事務組合の取扱い、20番の各種事務事業の取扱いのうち、交通関係事業の取扱い、消防関係事業の取扱い、環境・清掃関係事業の取扱い、農林水産関係事業の取扱い、学校教育関係事業の取扱い、社会教育関係事業の取扱いの6項目、合計7項目を審議いただくものであります。

なお、承認済の協定項目はこれまで10項目ございます。

それでは議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」ご説明いたします。資料は本編の3ページ、別冊資料の3～6ページですので併せてご覧いただきたいと存じます。

議案の内容ですが、本文中に記載のとおり、第1項として、1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入するものとする。

第2項として、上三川町、上河内町、河内町が加入している栃木県町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

第3項として、上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

第4項として、上三川町、上河内町、河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については、今後、新市の退職手当の長期的推計や財政状況、また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し、合併までにその方向性を決定するというものであります。

引き続きまして詳細についてご説明いたします。参考資料3ページをご覧ください。

中段以下に1市3町が加入している一部事務組合の名称と構成市町、事務内容や現況等について、また合併時の考え方、課題等について、それぞれの一部事務組合ごとに具体的な内容を記載しております。ご覧いただきたいと存じます。

また、(1)先進事例につきましては、新潟市ほか4市の例を5～6ページに記載させていただきました。

(2)関係法令につきましては、地方自治法第286条の抜粋を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第20号につきまして、専門部会の説明が終わりました。質疑を行います。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

無いようでございますので、お諮りいたします。議案第20号「一部事務組合の取扱いについて」は原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

それでは議案第20号は原案のとおり決定いたします。